

■議案第25号 四万十町立幼保連携型認定こども園設置条例の制定について

【要旨】

平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度に伴い、子育て支援法の制定及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」が創設されました。このため、四万十町立認定こども園設置条例を廃止し、新たに四万十町立幼保連携型認定こども園設置条例を制定するものです。

【内容及び理由】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、認定こども園の類型が幼稚園型・保育所型・地方裁量型の既存の3類型に加え新幼保連携型が設けられました。この改正により本町で現在運用されている認定こども園が「学校（幼稚園）及び児童福祉施設（保育所）としての法的位置付けを持つ単一の施設」に認定されることに伴いまして、四万十町立認定こども園設置条例を廃止し、新たに四万十町立幼保連携型認定こども園設置条例を制定するものです。

この条例の制定により、現在の四万十町立認定こども園設置条例及び四万十町立幼稚園設置条例は提案条例施行と同時に廃止します。

【施行期日】

子ども・子育て支援法の施行の日とする。